

令和6年12月6日
貨物軽自動車運送事業者に対する説明会
～令和6年法令改正に伴う安全対策強化について～

貨物軽自動車運送事業における安全規制について

～令和6年に改正された新たな安全規制～

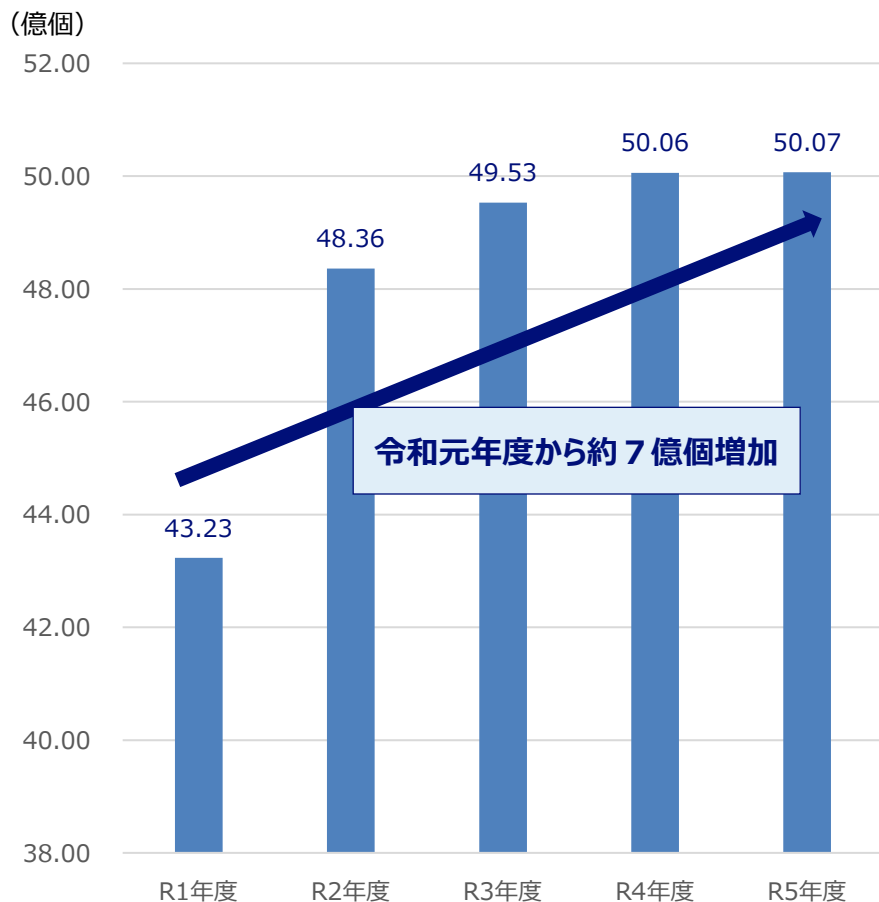
国土交通省 物流・自動車局
安全政策課

1. はじめに (P.2~3)
2. 貨物軽自動車の事故発生状況 (P.4~6)
3. 講じなければいけない主な安全対策 (P.7~24)
4. 国土交通省の取組 (P.25~29)

1. はじめに (P.2~3)
2. 貨物軽自動車の事故発生状況 (P.4~6)
3. 講じなければいけない主な安全対策 (P.7~24)
4. 国土交通省の取組 (P.25~29)

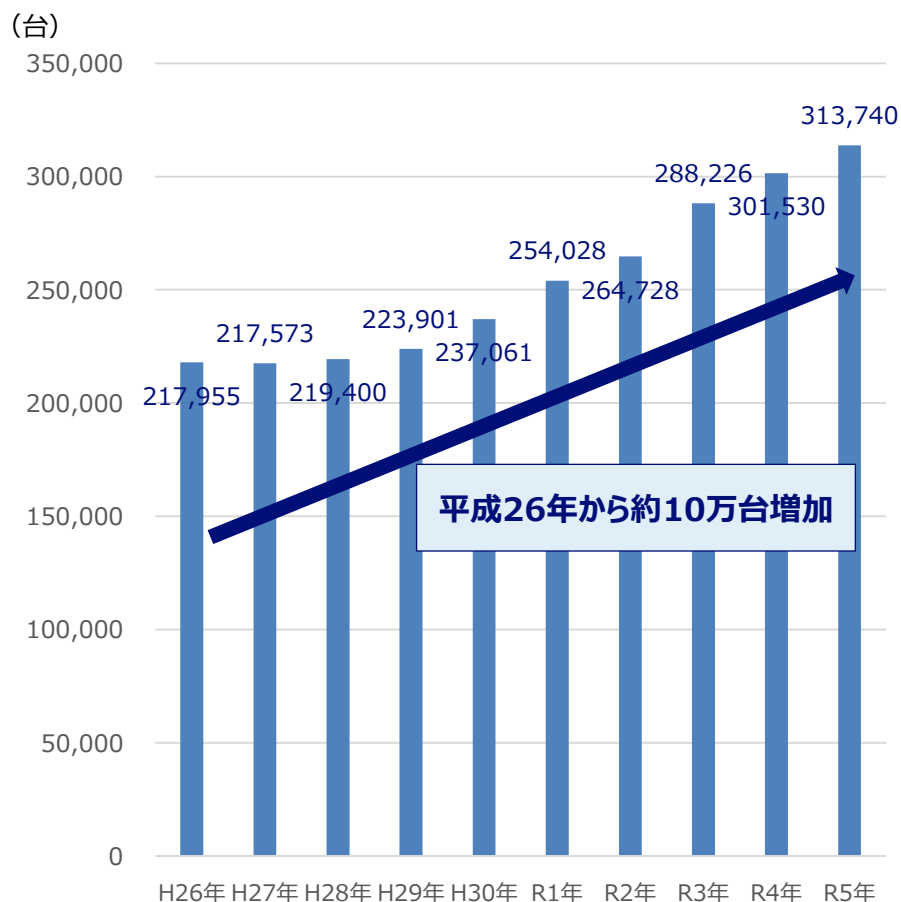
- 宅配便取扱個数や事業用の貨物軽自動車の保有台数は、近年に大幅な増加を示しており、貨物軽自動車運送事業者の国民生活における存在感が高まっています

宅配便取扱実績の推移



出所) 国土交通省「宅配便等取扱個数の調査」

事業用の貨物軽自動車の保有台数（各年3月時点）の推移

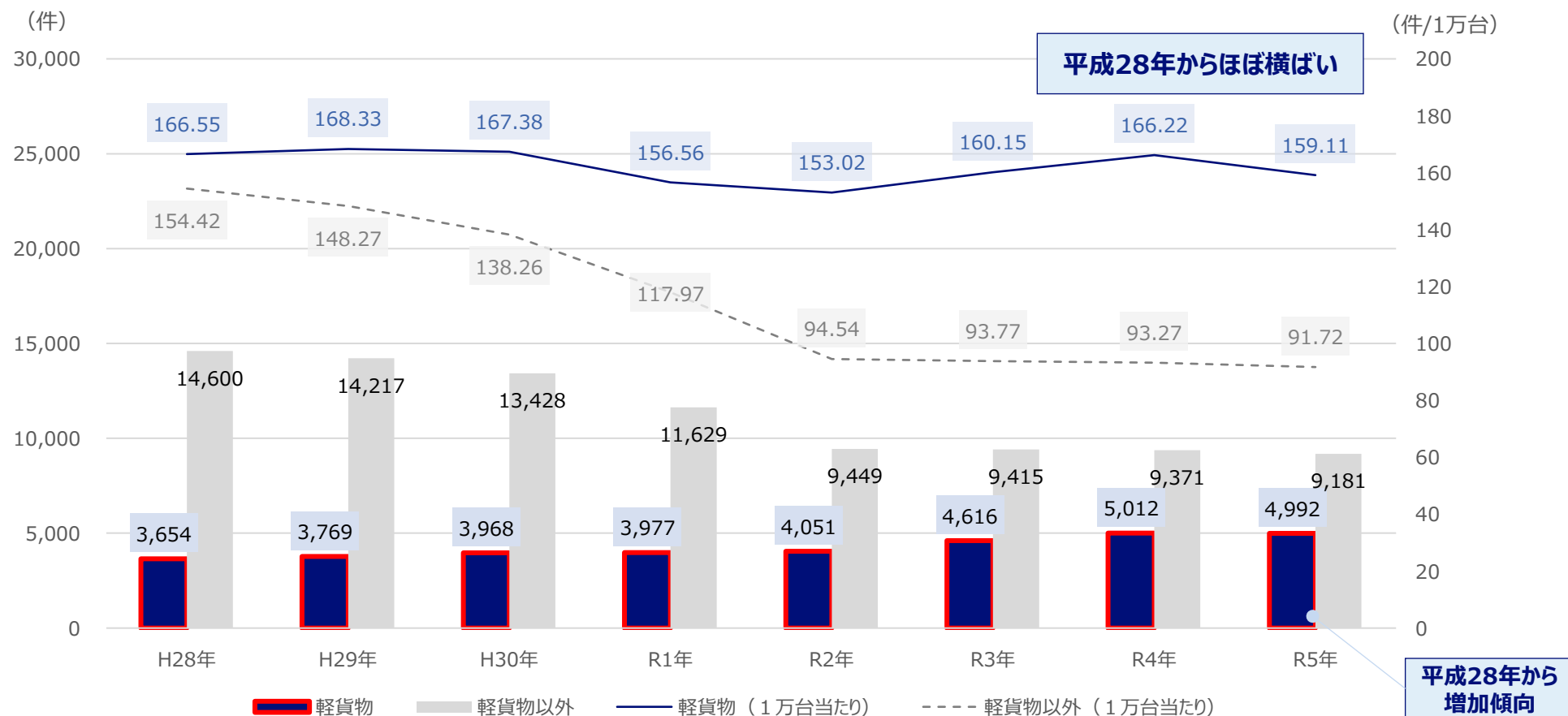


出所) (一財) 自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

1. はじめに (P.2~3)
- 2. 貨物軽自動車の事故発生状況 (P.4~6)**
3. 講じなければいけない主な安全対策 (P.8~24)
4. 国土交通省の取組 (P.26~29)

- 事業用の貨物軽自動車の事故件数は、増加傾向にあります
- 保有台数当たりの事故件数は、事業用の貨物軽自動車「以外」は減少傾向にある一方で、事業用の貨物軽自動車はほぼ横ばいです

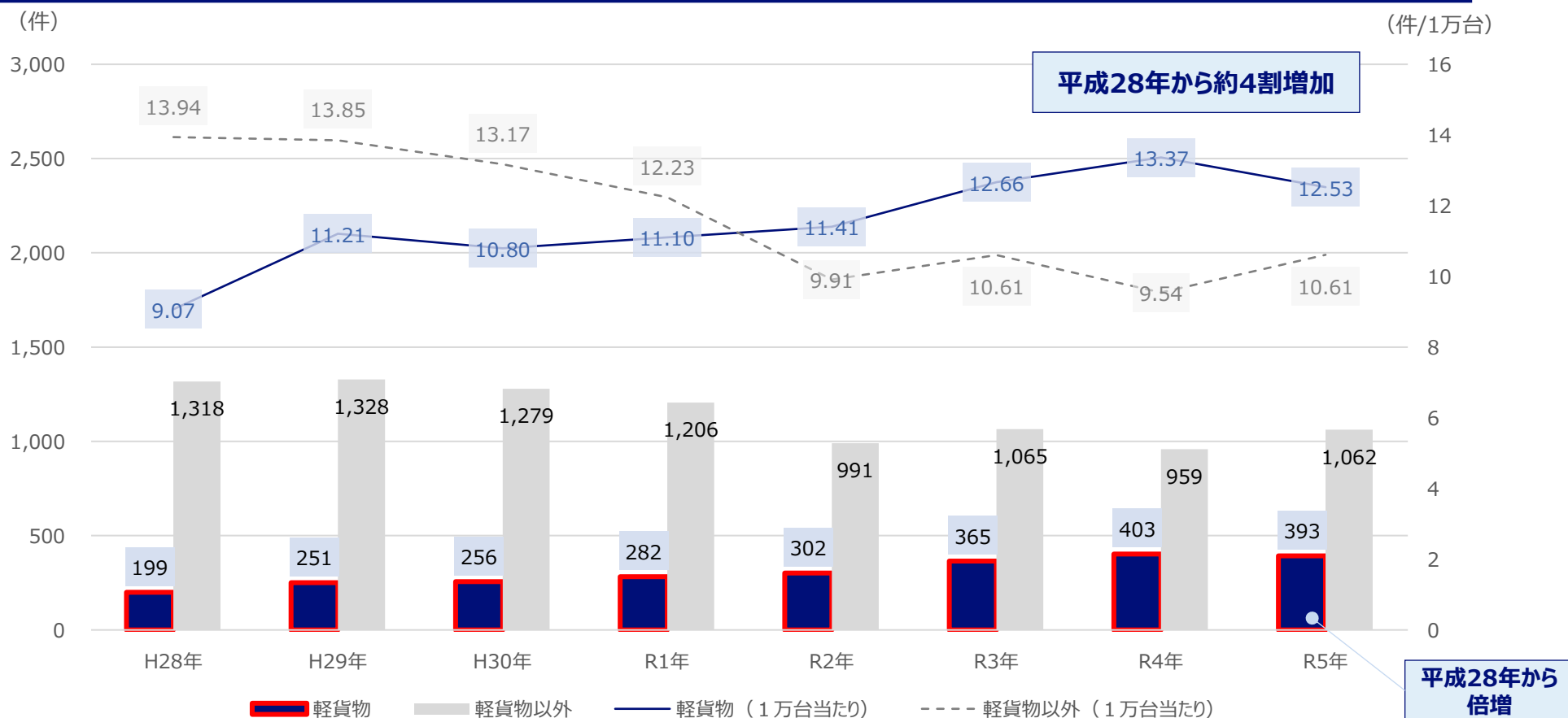
事業用貨物自動車の事故件数、1万台当たり事故件数の推移



出所) (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」、(一財) 自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

- 平成28年から令和5年にかけて、事業用貨物軽自動車以外の事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数は約2割減少している一方、事業用貨物軽自動車の死亡・重傷事故件数は倍増しています
- 保有台数1万台当たりにおいても、事業用貨物軽自動車以外の事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数は約2割減少している一方、事業用貨物軽自動車の死亡・重傷事故件数は約4割増加しています

事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数、1万台当たり死亡・重傷事故件数の推移



1. はじめに (P.2~3)
2. 貨物軽自動車の事故発生状況 (P.4~6)
- 3. 講じなければいけない主な安全対策 (P.7~24)**
4. 国土交通省の取組 (P.25~29)

- 令和6年に法令が改正され、**令和7年4月から**安全対策が強化されます
- 貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります

所定のタイミングで実施

運行業務の開始後に所定のタイミングで実施

法令で定められている事項	概要	実施タイミング
NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講 バイク便を除く	●貨物軽自動車安全管理者は 選任前に加えて、選任後も2年ごとに受講 しなければいけません	—
NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出 バイク便を除く	● 営業所ごとに選任 し、選任時には 法令で定められた事項について、運輸支局等を通じて国土交通大臣に届出 しなければいけません	
NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診 バイク便を除く	●法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、 特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診 させなければいけません	
健康状態の把握	●運転者に対して、 1年に1回健康診断を受診させ、受診結果を事業者へ提出 させなければいけません	
運転者に対する指導及び監督	●運転者に対して、運行の安全確保のために 必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督 を毎年実施しなければいけません	
点呼	●運転者に対して、 乗務の前後に必要な事項を確認 し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければいけません	乗務前 乗務後
運転者の勤務時間の遵守	●運転者の 勤務時間 は、法令で 定められた時間の範囲内 に収めなければいけません	乗務前 乗務中 乗務後
異常気象時における措置	● 台風接近時に必要に応じて運行を中止 したり、雪道では 冬用タイヤを装着 するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければいけません	乗務前 乗務中
NEW 業務の記録 バイク便を除く	●法令で定められた項目について 記録を作成し、1年間保存 しなければいけません	乗務前 乗務後
過積載の防止	● 過積載 による運送を前提とする 運行計画の作成や運送の引き受け、指示をしてはいけません	乗務前
貨物の適正な積載	● 貨物の重さが、前後や左右で偏らない ようにしなければいけません ●荷崩れして 貨物が落下しないよう、ロープやシート を掛けなければいけません	乗務前 乗務中
NEW 事故の記録	●事故が発生した場合、その 概要や原因、再発防止対策等を記録し、3年間保存 しなければいけません	乗務後
NEW 国土交通大臣への事故報告	● 死傷者を生じた事故等について、運輸支局等を通じて国土交通大臣へ報告 しなければいけません	乗務後

※各種の記録・保存は、パソコンやスマートフォンにて実施可能です。

NEW 令和7年4月からの新たな安全対策 バイク便：三輪の軽自動車や二輪の自動車を用いる貨物軽自動車運送事業

- 貨物軽自動車安全管理者に選任しようとしている者に貨物軽自動車安全管理者講習を受講させ、貨物軽自動車安全管理者に選任後も2年ごとに貨物軽自動車安全管理者定期講習を受講させなければいけません

講習の概要

	貨物軽自動車安全管理者講習	貨物軽自動車安全管理者定期講習
受講タイミング	選任にあたって受講	選任後2年ごと
講習の目的	運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する 知識を習得	運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する 最新の知識を習得
所要時間	合計 5 時間 以上	合計 2 時間 以上
講習項目	①自動車運送事業、道路交通等に関する法令 - 貨物自動車運送事業法、安全規則 - 道路運送車両法 - 自動車点検基準 - 自動車事故報告規則	- 道路交通法 - 労働基準法 - その他関連する政令、省令、告示及び通達
	②運行管理の業務に関すること 貨物軽自動車安全管理者制度の趣旨及び内容並びに安全規則に基づく運行管理の実務	最新の情報に基づく運行管理の実務
	③自動車事故防止に関すること 飲酒運転防止、労務管理、健康管理等に関する基礎知識	事故事例に基づく事故防止対策
	④修了試問及び補習 講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかったものに対する補習	
受講可能場所	国土交通省が登録した講習機関（講習機関の一覧は、本ページ右下の2次元コードをご確認ください） ※eラーニングによる講習の実施も認めています	
受講費用	各講習機関ごとに設定（詳細は各講習機関にお問合せください）	
受講可能時期	各講習機関が準備でき次第 （11月から講習機関の登録の受付を開始しています）	



- 貨物軽自動車運送事業者は、営業所ごとに貨物軽自動車安全管理者を選任しなければいけません

貨物軽自動車安全管理者の選任に関する概要

貨物軽自動車運送事業の経営届出

貨物軽自動車安全管理者の選任

貨物軽自動車安全管理者の届出

選任人数	各営業所に1人 (同一人物の複数営業所での選任は禁止)	
貨物軽自動車安全管理者に選任可能な人物の要件	① 貨物軽自動車安全管理者講習を選任の日前 2 年以内に修了した者 ② 貨物軽自動車安全管理者講習を修了し、かつ、貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日前 2 年以内に修了した者 ③ 貨物軽自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営している場合に、 運行管理者として選任されている者	
選任※タイミング	貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った後、 速やかに選任	
貨物軽自動車安全管理者の業務内容	① 休憩・睡眠施設の管理 ② 乗務割の作成 ③ 酒気を帯びた運転者を運行の業務に従事させないこと ④ 健康状態の影響で安全な運行ができなさそうな運転者を運行の業務に従事させないこと ⑤ 運転者に対する指導・監督、その内容等の記録 ⑥ 運転者への点呼の実施・記録、アルコール検知器の常時有効な保持	⑦ 運転者に業務の記録をさせること、その記録の保存 ⑧ 事故の記録・保存 ⑨ 貨物軽自動車運転者等台帳の作成、当該台帳の営業所での保管 ⑩ 初任運転者等に対する特別な指導、その内容等の記録 ⑪ 運転者に適性診断を受診させること ⑫ 異常気象時における必要な措置 ⑬ 国土交通大臣等からの通知に基づき、運行の安全の確保について、運転者に対する指導・監督

※：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、令和9年3月までに選任
 令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、速やかに選任

- 貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者の選任時には、遅滞なく運輸支局等に届出しなければいけません

貨物軽自動車安全管理者の届出の概要

貨物軽自動車運送事業の経営届出

貨物軽自動車安全管理者の選任

貨物軽自動車安全管理者の届出

届出が必要な項目	① 貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名も必要） ② 貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日 ③ 選任の場合は、安全管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無 ④ 解任の場合は、その理由
届出の様式	様式の例を国土交通省ホームページに掲載 ※管轄する運輸支局等から様式の指定があった場合は、その指示に従ってください
届出の様式に添付する書類	貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の写し ※選任した者が「貨物軽自動車安全管理者講習を修了し、かつ、貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任の日前 2 年以内に修了した者」に該当する場合は、 貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書の写し も添付
届出先	管轄する 運輸支局等 (運輸支局、運輸監理部、陸運事務所)
届出のタイミング	貨物軽自動車安全管理者の 選任後、遅滞なく 届出
届出の方法	郵送や対面 （令和7年度中の電子的な届出の実現に向け準備中）

令和 年 月 日

届出する貨物軽自動車安全管理者 選任・変更・解任 届出書

届出者の氏名・名称	生年月日	選任年月日
住所	年 月 日	年 月 日
代表者氏名（法人の場合）	生年月日	年 月 日
営業所の名称	所在地	年 月 日
営業所の所在地	電話番号	年 月 日
メールアドレス		年 月 日

届出する貨物軽自動車安全管理者

氏名	生年月日	選任年月日
氏名	年 月 日	年 月 日
☐ 貨物軽自動車安全管理者講習を修了した者（講習修了後 2 年以内に修了している（「講習修了」）） ☐ 貨物軽自動車安全管理者講習を修了した者（講習修了後 2 年以内に修了している（「講習修了」）） ☐ 所管する運輸支局等において、一時的に安全管理者として業務を行っていた者		
登録講習修了年月日	講習修了番号	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

届出理由

1. 氏名	2. 職制変更	3. 選任	4. その他（下記に理由を記載）
理由			

届出内容の変更

1. 届出者の氏名・名称	2. 住所	3. 代表者氏名（法人の場合）	4. 営業所の名称
5. 営業所の所在地	6. 電話番号	7. メールアドレス	
変更内容			

届出内容

備考

【記載事項】

1. この届出書は、貨物軽自動車安全管理者の選任・変更・解任を目的とする書類として提出すること。

2. 「届出理由」については、該当項目を○で読み、その場合はその理由を記載すること。

3. 「解任理由」については、該当項目を○で読み、「4. その他」の場合は理由を記載すること。

4. 「登録講習修了年月日」「講習修了番号」については、当該講習の修了証明書の記載された内容をもとに記入すること。

【添付書類】

① 貨物軽自動車安全管理者講習の修了証明書の写し
② 貨物軽自動車安全管理者定期講習の修了証明書の写し

(日本産業規格 JIS 4001)

届出書の
様式は[こちら](#)



- ・ 貨物軽自動車運送事業者は、特定の運転者に対して、交通事故の未然防止を図るための指導等を実施しなければいけません
- ・ 実施すべき内容の理解にあたっては、民間の研修機関等、外部の専門的機関の活用も有効です

特別な指導を実施する対象と、その指導の目的

指導の対象	指導の目的
初任運転者	・ 過去に一度も特別な指導を受けていない者 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に取得していない初任運転者に 交通事故の未然防止 を図るため
高齢者	・ 65歳以上の者 加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢運転者について 交通事故の未然防止 を図るため
事故惹起者	・ 死亡又は重傷事故を起こした者 ・ 軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者 交通事故 を引き起こした事業用自動車の運転者についてその 再発防止 を図るため

指導する内容（実施した場合は、貨物軽自動車運転者等台帳に記録して保存）

指導の対象	指導する内容	指導時間	記録・保存方法
初任運転者※1	① 貨物自動車運送事業法その他法令に基づき運転者が遵守すべき事項 ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項 ③ 安全運転の実技（添乗指導）	・ ①と②で合計5時間以上 ・ ③は可能な限り実施	書面または電磁的方法
高齢者	・ 適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、運転者自らが考えるよう指導		
事故惹起者※2	① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 ② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 ③ 交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因と対処法 ④ 事故防止のために留意すべき事項 ⑤ 危険の予測及び回避 ⑥ 安全運転の実技（添乗指導）	・ ①～⑤で合計5時間以上 ・ ⑥は可能な限り実施	

※1：乗務前3年以内に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合は、特別な指導を受けたものとみなすことができる

※2：当該事故を引き起こした後に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合は、特別な指導を実施したものとみなすことができる

特別な指導の詳細は[こちら](#)



3. 講じなければいけない安全対策

令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者（既存事業者）は、令和10年3月までに実施（詳細は次ページ）
 令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者には、猶予期間はありません

初任運転者等への指導【既存事業者の実施するタイミング】

運転者が「初任運転者」、
「高齢運転者」又は
「事故惹起運転者」の
対象となった時期

		R7.3.31	4.1	R9.3.31	4.1	R10.2.29	3.1	3.31	4.1
令和7年3月31日以前	初任運転者	令和10年3月31日までに実施 (過去に特別な指導を受けた記録が明確に残っている場合は除く)							
	高齢運転者	×	実施不要						
	事故惹起運転者	×	実施不要						
令和7年4月1日以降	初任運転者	令和7年4月1日～10年2月29日に対象となった者 令和10年3月31日までに実施							
							令和10年3月1日以降に対象となった者 規定※1に基づく時期に実施		
	高齢運転者	令和7年4月1日～9年3月31日に対象となった者 令和10年3月31日までに適性診断を受診、そこから1か月以内に特別な指導を実施							
						令和9年4月1日以降に対象となった者 規定※2に基づく時期に適性診断を受診、そこから1か月以内に特別な指導を実施			
	事故惹起運転者	令和7年4月1日～10年2月29日までに対象となった者 令和10年3月31日までに実施							
							令和10年3月1日以降に対象となった者 規定※3に基づく時期に実施		

- ※1 初任運転者 初めて事業用自動車に乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に実施。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。
- ※2 高齢運転者 高齢運転者の適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施。
- ※3 事故惹起運転者 交通事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施。やむを得ない事情がある場合は、再度乗務開始後1か月以内に実施。なお、外部の専門機関で指導講習を受講する予定である場合は除く。

3. 講じなければいけない安全対策

- 適性診断は運転者の運転のクセや傾向を確認するものであり、指摘が多い場合であっても運転業務を行っていけないというものではありません
- 適性診断の結果の確認を通じ、運転者自身の傾向や運転時に注意すべきことなどを正しく理解させてください

各適性診断の概要（受診した場合は、貨物軽自動車運転者等台帳に記録して保存）

受診対象	適性診断の内容	記録・保存方法
初任運転者 - 所属する貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて乗務する者 - 過去に一度も適性診断を受診していない者	診断の結果を基にプロドライバーとしての自覚、事故の未然防止のための運転行動等及び安全運転のための留意点等について助言・指導を行うもの	書面または電磁的方法
高齢者 65歳以上の者	診断の結果を基に、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識してもらい、事故の未然防止のための身体機能の変化に応じた運転行動について助言・指導を行うもの	
事故惹起者 死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者 軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者	交通事故を引き起こすに至った状況等について聞き取りを行い、運転経歴等を参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等についての助言・指導を行うもの	
死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者	受診者の運転性向の基本要因に係る諸特性を明らかにするとともに、交通事故を引き起こすに至った運転特性及びその背景となった要因などを参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等について助言・指導を行うもの	

受診に関する情報

受診可能場所	国土交通省の認定を受けた機関 （診断実施機関の一覧は、本ページ右下の2次元コードをご確認ください）
受診費用	各診断実施機関ごとに設定（詳細は各診断実施機関にお問合せください）

適性診断機関の詳細は[こちら](#)

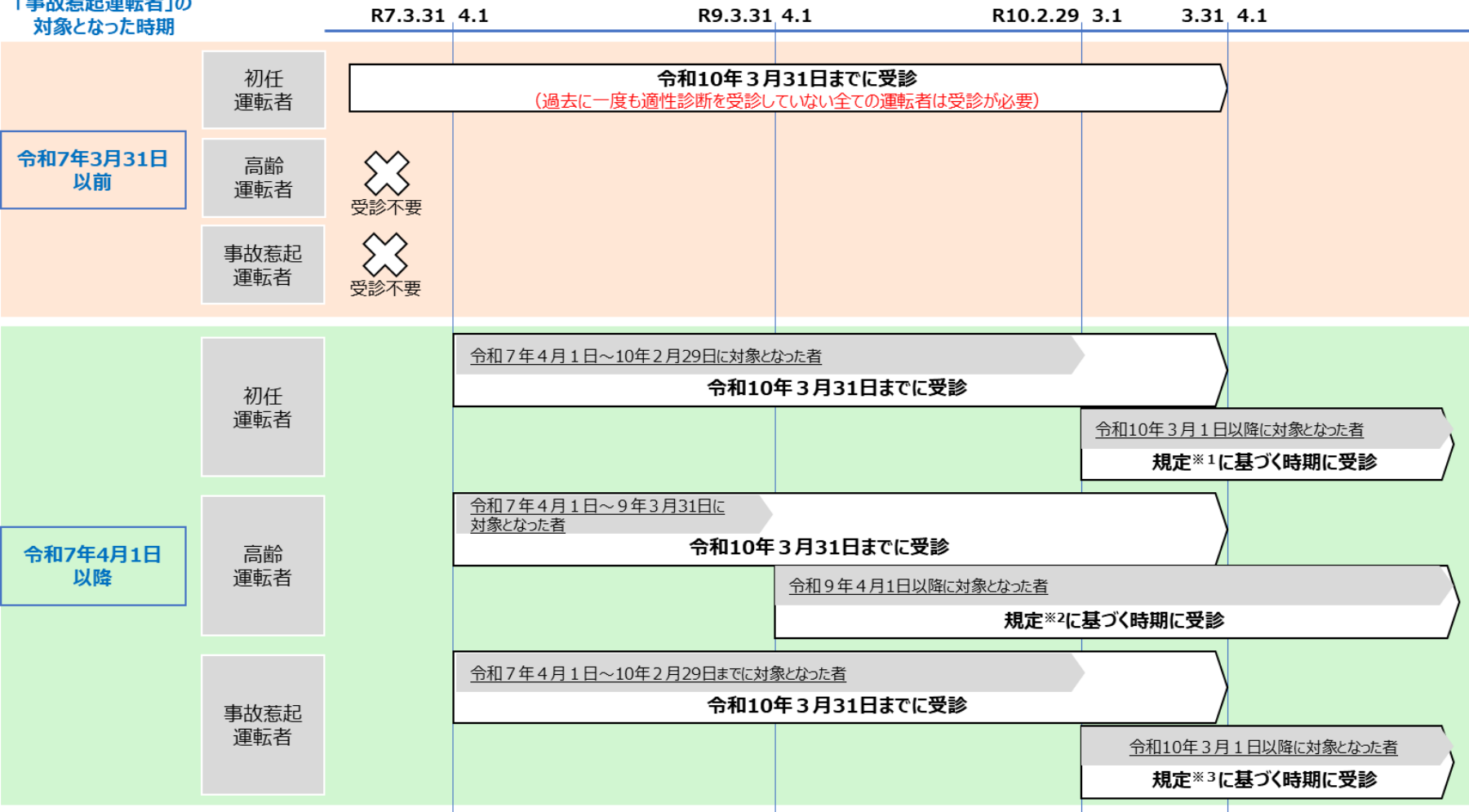


14

3. 講じなければいけない安全対策

令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った既存事業者は、令和10年3月までに受診をさせる（詳細は次ページ）
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者には、猶予期間はありません

運転者が「初任運転者」、
「高齢運転者」又は
「事故惹起運転者」の
対象となった時期

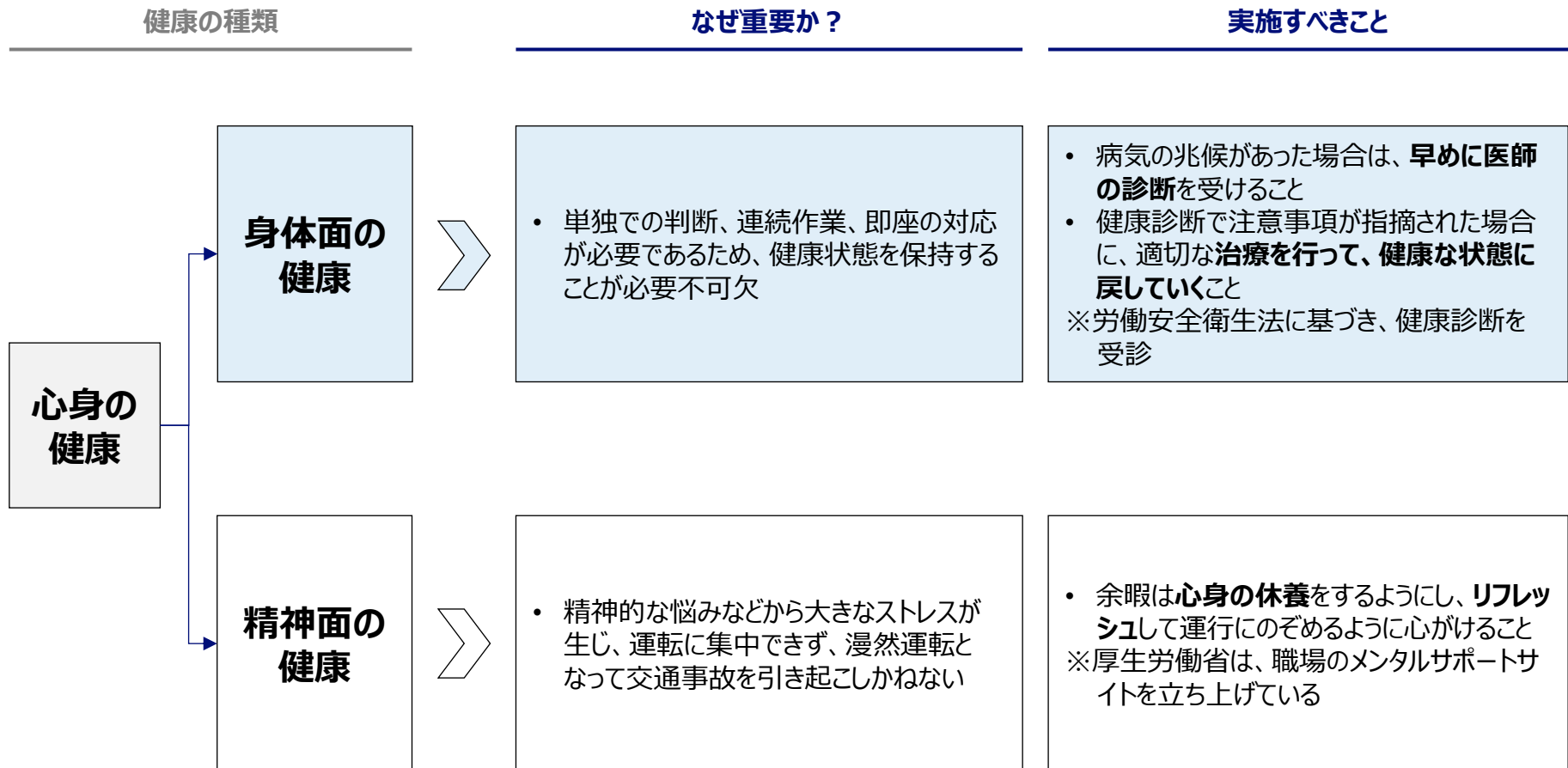


※ 1 初任運転者 初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に受診。ただし、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがある者を除く。

※ 2 高齢運転者 65才に達した日以後1年以内に適齢診断を1回受診し、その後は3年以内ごとに1回受診。65才以上の者を新たに運転者として乗務させる場合は、当該乗務の日から1年以内に受診。

※ 3 事故惹起運転者 交通事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に、事故惹起運転者の区分に応じて特定診断Ⅰ又はⅡを受診。やむを得ない事情がある場合は、乗務開始後1か月以内に受診。

- ・ 貨物軽自動車運送事業者は、運転者に対し、1年に1回健康診断を受診させなければいけません



- 運転者に対して、運行の安全確保のために必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督を毎年実施しなければいけません

指導及び監督の概要

実施タイミング	• 毎年実施が必要 • 月ごとに実施する等、複数回に分けて実施しても問題ありません
実施が必要な事項	① 事業用自動車を運転する場合の心構え ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ③ 事業用自動車の構造上の特性 ④ 貨物の正しい積載方法 ⑤ 過積載の危険性 ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転 ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ⑪ 健康管理の重要性 ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
記録する内容	• 実施した日時と場所 • 実施内容 • 実施した者と受けた者
記録・保存方法 保存期間	書面または電磁的方法により、3年間保存 (使用した教材等における章・項目名などを具体的に記録するとともに、使用した資料の写し等を添付)
実施方法	国土交通省が公表する予定の、具体的な指導及び監督の実施方法についてまとめられた指導監督マニュアル等を用いて、事業者が運転者に対して実施して下さい。外部の専門的機関を利用することも有効です。

※一人で事業を行っている場合は、[指導監督マニュアル](#)を理解することをはじめとして、自ら必要な知識を習得する必要があります。



- ・ 運転者に対して、運行業務の前後に報告を求め、確認を行い、運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければいけません
- ・ 運行業務の前に、運転者や事業用自動車に何らかの問題が確認された場合は、運行してはいけません

業務前点呼		業務後点呼	
実施する者※	貨物軽自動車安全管理者（令和9年3月末までは、事業者内の者が実施することが可能）		
実施タイミング	運転者が 運行の業務に従事しようとするとき	運転者が 運行の業務を終了したとき	
実施場所・実施方法	営業所または車庫で対面（宿泊を伴う運行等により、遠隔地で業務を開始または終了する場合等は電話等）		
確認事項 と その方法	①酒気帯びの有無	・ アルコール検知器* を用いて、 酒気帯びの有無を確認 するとともに、運転者の状態を 目視で確認 *呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、数値等により示す機能を有する検知器	
	②疾病・疲労・睡眠不足等により安全な運転をすることができないおそれの有無	・ 体温や血圧、顔色、呼気の臭い、声の調子等の情報によって、確認	—
	③車両の日常点検の実施又はその確認	・ 走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に、エンジンルーム内、ライト、タイヤ、運転席周りについて、目視等により確認	—
	④業務に係る車両、道路及び運行の状況	—	・ 気になる点がなかったかを確認
記録項目	① 点呼執行者名 ② 運転者の氏名 ③ 運転者が従事した運行の業務に係る事業用自動車の、車両番号（ナンバープレート等） ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法（検知器の使用有無、対面以外の方法）	⑥ 運転者の酒気帯びの有無 ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ⑧ 日常点検の状況 ⑨ 指示事項 ⑩ その他必要な事項	① 点呼執行者名 ② 運転者の氏名 ③ 運転者が従事した運行の業務に係る事業用自動車の、車両番号（ナンバープレート等） ④ 点呼日時 ⑤ 点呼方法（検知器の使用有無、対面以外の方法） ⑥ 自動車、道路及び運行の状況 ⑦ 交替運転者に対する通告 ⑧ 運転者の酒気帯びの有無 ⑨ その他必要な事項
記録・保存方法、保存期間	書面または電磁的方法により、1年間保存		

点呼記録簿の例は[こちら](#)



日常点検表の例は[こちら](#)



- 安全な運行のためには、定められた勤務時間の基準を遵守し、運転者が休憩や休息を十分にとることが必要です
- 基準の詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されています

勤務時間に関する基準の概要

遵守方法※		- 拘束時間、休息期間、合計運転時間については、運行の計画を立てる際に業務記録等を参照し、基準を超えた勤務時間となっていないかを確認 - 連続運転時間については、運行の計画を立てる際にあらかじめ休憩をとる時間を設定
基準内容	① 1 年、1 か月の拘束時間	1 年に 3,300 時間以内、1 か月に 284 時間以内
	② 1 日の拘束時間	13時間以内 (上限15時間、14時間超は週 2 回までが目安)
	③ 1 日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らない
	④ 合計運転時間	2 日平均 1 日で 9 時間以内、2 週平均 1 週で44時間以内
	⑤ 連続運転時間	4 時間以内 (運転の中断時には、原則として休憩が必要であり、1 回おおむね連続10分以上、合計30分以上の休憩が必要)

※一人で事業を行っている場合は、自ら上記時間の範囲において勤務時間を設定し、遵守する必要があります。



- 異常気象等の理由により輸送の安全の確保に支障が生じるおそれがあるときは、輸送の安全を確保するための措置を講じなければいけません

実施する措置等の概要

対象となる異常気象等	<u>異常気象</u> - 大雨、大雪、暴風等 <u>道路障害</u> - 土砂崩壊、路肩軟弱等
措置の具体例	暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示
措置するタイミング	異常気象等が発生した時や発生する恐れが判明した時 ※点呼時など運行開始前に実施する必要がある場合もあれば、運行中に実施する必要がある場合もあります
留意点	- 業務を開始する前の、その日の道路交通情報や天候の確認が有効 - 業務に大きく影響が出る場合は、無理をしないことが重要

- ・ 貨物軽自動車運送事業者は、業務の日時や開始・終了・経過地点、休憩などを運転者毎に記録して保存しなければなりません
- ・ 一般的に、「日報」と呼ばれることもあります

業務の記録の概要

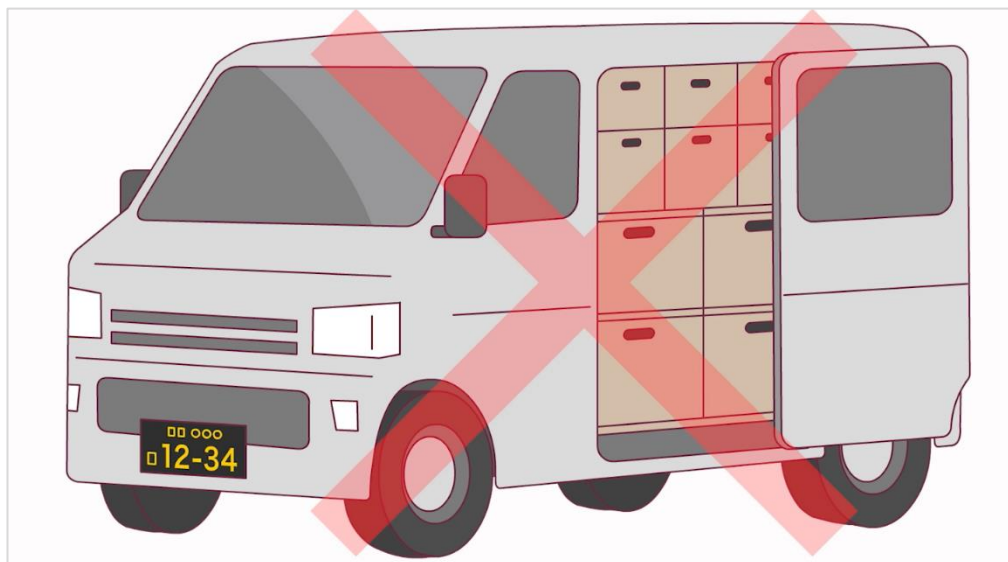
記録タイミング	業務が終了することによって作成するように努める ※休憩時間や集貨時間等は、その都度記載することで、業務の実態を正しく記録することが可能であるため
記録する項目	全ての運行で記録が必要な項目 ・ 運転者の氏名 ・ 運転者が従事した運行の業務に係る事業用自動車の、車両番号（ナンバープレート等） ・ 業務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、業務に従事した距離 ・ 業務を交替した場合、その地点及び日時 ・ 休憩または睡眠をした場合、その地点及び日時 集貨地点等（荷主都合により集貨又は配達を行った地点）で30分以上待機した場合 ・ 集貨地点等 ・ 集貨地点等への到着日時（荷主から指定された場合） ・ 集貨地点等に到着した日時 ・ 集貨地点等における荷役作業（積み込みまたは取卸し）の開始・終了日時 ・ 集貨地点等で附带業務（貨物の荷造り・仕分けその他の貨物自動車運送事業に附带する業務）を行った場合はその開始・終了日時 ・ 集貨地点等からの出発日時 荷役作業等（荷役作業又は附带業務）を実施した場合（契約書に明記されている場合は、1時間以上である場合） ・ 集貨地点等 ・ 荷役作業等の開始・終了日時、荷役作業等の内容 ・ 集貨地点等・日時・内容について荷主の確認を得られたか否か 人身事故、物損事故、国土交通大臣への提出が必要な事故または著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合 ・ その概要及び要因
記録・保存方法、保存期間	書面または電磁的方法により、1年間保存



- 過積載を前提とした運行計画の作成や、運送の引き受けはしてはいけません
- 貨物の積載時は、貨物の重さが前後や左右で偏らないようにしましょう
- 荷崩れして貨物が落下しないよう、ロープやシートを掛けましょう

過積載のイメージ

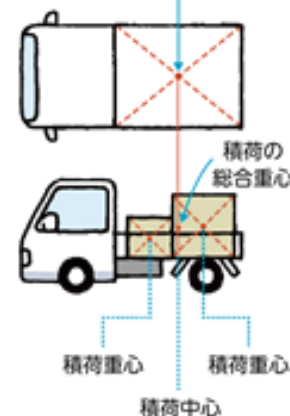
過積載状態の場合、走行状態に悪影響を及ぼすため、危険です



適切な積載と不適切な積載の例

運転特性と積み付け位置

荷軸中心＝荷軸の総合重心位置



左右に偏った積み付けの例



前に偏った積み付けの例



後部に偏った積み付けの例



- 貨物軽自動車運送事業者は、事故（物損事故含む）が発生した場合、事故の概要や再発防止策等を記録し、当該車両の運行を管理する営業所において保存しないといけません

事故の記録の概要

記録する項目	① 運転者の氏名 ② 事業用自動車の車両番号 ③ 事故の発生日時 ④ 事故の発生場所 ⑤ 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名 ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む。） ⑦ 事故の原因 ⑧ 再発防止対策
記録・保存方法、保存期間	書面または電磁的方法により、3年間保存

事故の記録	
作成日	令和 年 月 日
運転者の氏名	
車両番号	
事故の発生日時	令和 年 月 日
事故の発生場所	
事故の当事者（運転者を除く）の氏名	
事故の概要	
当時の状況	
事故の種類	
道路等の状況	
当時の運行計画	
損害の程度	
事故の原因	
再発防止対策	

(保存期間：3年)

事故の記録は、事故報告規則別記様式を活用して行うこともできる。詳しくはQRコードを参照。



事故記録の
様式例は[こちら](#)



- ・ 貨物軽自動車運送事業者は、死傷者を生じた事故等が発生した場合、30日以内に国土交通大臣に報告しなければいけません
- ・ そのうち、一部の重大な事故については、24時間以内にできるだけ速やかに運輸支局等に速報しなければいけません

事故報告の概要

通常事故報告		事故の速報
報告期限	事故があった日から 30日以内	事故発生から 24時間以内 においてできるだけ速やかに
報告内容	所定の様式 により、事故の概要や再発防止策等	事故の概要
報告先	管轄する運輸支局等（運輸支局、運輸監理部、陸運事務所）	
報告方法	郵送や対面 （令和7年度中の電子的な届出の実現に向け準備中）	電話等
対象となる主な事故	・ 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	・ 自動車が積載された軽油や火薬等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの （自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
	・ 自動車が積載された軽油や火薬等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	
	・ 死者又は重傷者を生じたもの	・ 2人以上の死者を生じたもの ・ 5人以上の重傷者を生じたもの
	・ 10人以上の負傷者を生じたもの	・ 10人以上の負傷者を生じたもの
	・ 酒気帯び運転、無免許運転又は麻薬等運転を伴うもの	・ 酒気帯び運転を伴うもの
	・ 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの	・ 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われるもの
	・ 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	—
	・ 救護義務違反があったもの	—
	・ 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	—
	・ 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	—

事故報告の様式、
報告すべき事故の内容
は[こちら](#)



1. はじめに (P.2~3)
2. 貨物軽自動車の事故発生状況 (P.4~6)
3. 講じなければいけない主な安全対策 (P.7~24)
- 4. 国土交通省の取組 (P.25~29)**

- 国交省のホームページ内に、貨物軽自動車運送事業者が実施する安全対策の改正内容についてまとめたウェブサイトを設置しています

掲載している主な内容

- 解説リーフレット
- 解説動画
- よくある質問とその回答集
- 問い合わせ窓口
- 関係法令



全国の貨物軽自動車運送事業者に対して、本取組に関係する内容を記載した**はがきを、来年1月中を目処に送付することを予定**しています



国土交通省

ホーム > 国土交通省について > 報道・広報 > 政策・法令・予算 > 白書・オープンデータ > お問い合わせ・申請

物流・自動車

ホーム > 政策・仕事 > 物流・自動車 > 貨物軽自動車運送事業者における安全対策を強化するための制度改正について

貨物軽自動車運送事業者における安全対策を強化するための制度改正について

近年、EC（電子商取引）市場規模の拡大により宅配便の取扱個数が増加しており、物流センターや小売店を介して消費者に荷物を運ぶ手段として、軽自動車による運送需要が拡大している一方、平成28年から令和4年にかけて、保有台数1万台当たりの事業用軽自動車の死亡・重傷事故件数は、約5割増加しています。

上記を踏まえ、国土交通省では、貨物軽自動車運送事業者における安全対策の強化について検討し、令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）が公布されたところ、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）等についても所要の改正を行いました。

本ページでは、貨物軽自動車運送事業者における安全対策の強化のために国土交通省が講じた対策をご紹介します。

※参加費無料の全国説明会も開催いたします。詳細は下記Webページをご確認ください。
⇒ [全国説明会の詳細はこちらをクリック](#)

貨物軽自動車運送事業者の方々へ

- [（解説リーフレット）貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されました](#)
- [（FAQ）よくある質問とその回答 貨物軽自動車運送事業者に対する令和6年法令改正に伴う安全対策強化](#)
- [（解説動画）※国土交通省YouTubeチャンネルへ遷移します](#)
 - ・ [概要版](#) 動画ダウンロードは「[こちら](#)」1分30秒程度／53.1MB
 - ・ [詳細版](#) 動画ダウンロードは「[こちら](#)」12分20秒程度／465MB
- [（周知用ポスター）貨物軽自動車運送事業者の安全対策取組強化！](#)
※ご自由にご活用ください

【問い合わせ窓口】

- ・ 電話番号：050-3666-8021（平日9：00～17：00）
- ・ メール：info@kamotsu-k.co.jp
- ※電話は混み合う場合がありますので、極力メールにてお問い合わせください。

ウェブサイト
は[こちら](#)



- 貨物軽自動車運送事業者が実施する安全対策について解説したリーフレットや動画を作成し、国土交通省ホームページに公表しています

解説リーフレット

安全対策の実施内容を4ページにまとめたリーフレット

貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されました

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年に法令を改正し、令和7年4月から安全対策を強化することとしました。本リーフレットでは新たな安全対策を含め、主なものまとめています。貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。定められた安全対策をしっかり行うことで、安全運行に努めてください。

主な安全対策	法令で定められている事項	概要	実施タイミング
主要な安全対策	NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講	●貨物軽自動車安全管理者は副任職に加えて、副任職も2年ごとに受講しなければなりません。	—
	NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出	●営業所ごとに選任し、選任時には法令で定められた事項について、運輸支局等を通じて国土交通大臣に届出なければなりません。	—
	NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診	●法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診させなければなりません。	—
	健康状態の把握	●運転者に対して、雇入れの際や1年に1回健康診断を受診させ、受診結果を事業主に提出させなければなりません。	—
運転者に対する指導及び監督	●運転者に対して、運行の安全確保のために必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督を毎年実施しなければなりません。	—	
点呼	●運転者に対して、乗務の際に必要事項を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。	毎営業所	
運転者の勤務時間の遵守	●運転者の勤務時間は、法令で定められた時間の範囲内に収めなければなりません。	毎営業所	
異常気象時における措置	●暴風降雹時に必要に応じて運行を中止したり、雪道ではチェーンやタイヤを装着するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければなりません。	毎営業所	
NEW 業務の記録	●法令で定められた項目について記録を作成し、1年間保存しなければなりません。	毎営業所	
過積載の防止	●荷積量による過積載を防止する運行計画の作成や運送の引き受け、指示をしなければなりません。	毎営業所	
貨物の適正な積載	●貨物の重さが、前後や左右で偏らないようしなければなりません。 ●荷崩れして貨物が落下しないよう、ロープシートを掛けなければなりません。	毎営業所	
NEW 事故の記録	●事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等を記録し、3年間保存しなければなりません。	毎営業所	
NEW 国土交通大臣への事故報告	●死傷者を生じた事故等について、運輸支局等を通じて国土交通大臣へ報告しなければなりません。	毎営業所	

※各欄の記録・報告は、パソコンやスマートフォンにて業務可能ですが、本リーフレットにおいて、運輸支局等とは運輸支局、運輸監視部又は陸運事務所を指します。

国土交通省

解説動画

安全対策の実施手順・方法のイメージをまとめた動画
(1分30秒程度の概要版、12分20秒程度の詳細版の2種類)

貨物軽自動車運送事業者の安全対策

運行業務の開始前に行う安全対策
貨物軽自動車安全管理者の講習受講

貨物軽自動車運送事業者は営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任



貨物軽自動車安全管理者を選任する必要があります。

- ・ 貨物軽自動車運送事業者が実施する安全対策について、その内容について解説した質問回答集を作成し、国土交通省ホームページに公表しています
- ・ また、貨物軽自動車運送事業者からの問い合わせが可能な窓口を令和 6 年10月から開設しています

質問回答集

安全対策に関して想定される質問とその回答を、約100問公開

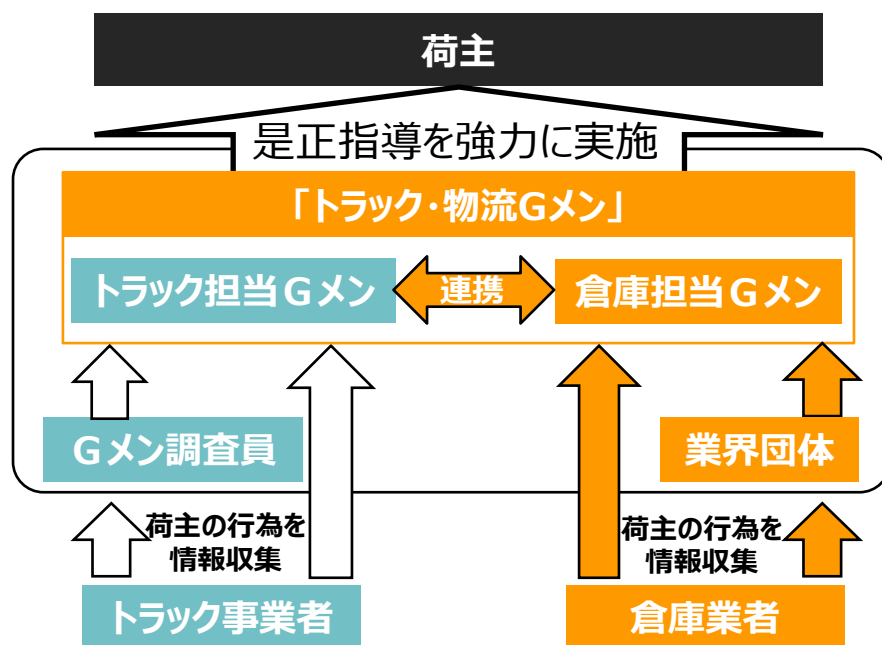
問い合わせ窓口

連絡先（メール）	info@kamotsu-k.co.jp
連絡先（電話）	050-3666-8021 ※混み合う場合があるため、極力メールでお問合せください
対応時間帯	平日9：00～17：00
対応期間	令和7年3月31日まで ※来年度も設置予定



- 令和5年7月に「トラックGメン」を設置し、令和6年11月に「トラック・物流Gメン」に改組のうえ、トラック協会が設けるGメン調査員も含め総勢360名規模で対応
- 悪質な荷主・元請け事業者を監視し、関係省庁と連携して「働きかけ」「要請」「勧告・公表」を実施しています

業務フローのイメージ



活動実績（令和6年9月末時点）

働きかけ	914件
	- 荷主：611件 - 元請：281件 - その他：22件
要請	175件
	- 荷主：89件 - 元請：81件 - その他：5件
勧告	2件
	- 荷主：1件 - 元請：1件

※国土交通省では、**悪質な荷主等に関する通報窓口（目安箱）を設置し、契約にない附帯業務の強要などの違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を積極的に収集**しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、目安箱より情報をお寄せください。いただいたご意見等は、荷主への法に基づく対応の検討にあたり、活用いたします。

目安箱
は[こちら](#)

